

田原地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和5年10月3日
対象地区名(地区内の集落名)		
江刺田原地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	682.10	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	377.80	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	60.04	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.96	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.95	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区では各地区において農業法人を中心とした営農が行われているが、今後、従事者の高齢化と後継者未定の農地が増加することが想定されるほか、中心経営体が存在しない地区もあることから、地域内の中心経営体が効率的に引き受けられる受け皿作りと認定新規就農者を含め新たな農地の受け手が必要とされる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理事業等を活用しながら農業法人等中心経営体への農地集約を進める。
中山間直接支払取組集落等と連携して集落で除草作業等に取り組むとともに、営農の中心を担う経営体の育成を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
農地中間管理事業の活用により、中心経営体への貸付を推進し、農地集積及び農地集約化を図る。	
(2) 基盤整備事業への取組	
当地区においては、石山地区が事業完了するところであり、意向調査等を行いながら引き続き基盤整備の促進を図る。	
(3) 新規・特産作物の導入	
転作作物としての麦・大豆の生産のほか、ブルーベリー等の果樹や花き栽培等特色ある生産を引き続き進めていく。	
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	
多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度を活用し、中心経営体と農業者が連携しながら耕作の継続や草刈・伐採作業等に取り組むことにより、耕作放棄地の増加防止に努める。	
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	
被害状況の調査と被害実態の把握に努めるとともに、里と山の境界部分の除草等を行うことにより対処に努める。	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	7 人	6 法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人
⑧ その他の中心経営体	2 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	230.31 ha	682.10 ha	34 %
今後	248.26 ha	682.10 ha	36 %